

令和3年第9回臨時会

津別町議会会議録

令和3年第9回 津別町議会臨時会会議録

招集通知 令和 3年 11月 26日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和 3年 12月 1日 午前 10時 00分

閉会日時 令和 3年 12月 1日 午後 0時 00分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 山 内 彬

議員の応招、出席状況

議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況
1	篠 原 眞稚子	○	○	6	巴 光 政	○	○
2	渡 邊 直 樹	○	○	7	佐 藤 久 哉	○	○
3	小 林 教 行	○	○	8	高 橋 剛	○	○
4	村 田 政 義	○	○	9	山 内 彬	○	○
5	山 田 英 孝	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤 村 勝	○
教 育 長	宮 管 玲	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	伊藤 泰広	○	生涯学習課長	千葉 誠	○
総 務 課 長	近野 幸彦	○	生涯学習課長補佐	石川 波江	○
防災危機管理室長	宮脇 史行	○	農業委員会事務局長	迫田 久	○
住民企画課長	小泉 政敏	○	選挙管理委員会局長	近野 幸彦	○
住民企画課長補佐	加藤 端陽	○	選挙管理委員会次長	丸尾 達也	○
住民企画課長補佐	菅原文人	○	監査委員事務局長	松木 幸次	○
保健福祉課長	森井 研児	○	監査委員事務局次長	丸尾 達也	○
保健福祉課長補佐	仁部 真由美	○			
産業振興課長	迫田 久	○			
産業振興課長補佐	中橋 正典	○			
建設課長	石川 勝己	○			
建設課長補佐	斉藤 尚幸	○			
会計管理者	藤原 勝美	○			
総務課庶務係長	坂井 隆介	○			
住民企画課財政係長	小西 美和子	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	松木 幸次	○	事 務 局	安瀬 貴子	×
総 務 係 長	土田 直美	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	2番 渡邊 直樹 3番 小林 教行
2			会期の決定	自 12月 1日 1日間 至 12月 1日
3			諸般の報告	
4	認定	1	令和2年度津別町一般会計決算の認定について（委員会報告）	
5	〃	2	令和2年度津別町国民健康保険事業特別会計決算の認定について（委員会報告）	
6	〃	3	令和2年度津別町後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について（委員会報告）	
7	〃	4	令和2年度津別町介護保険事業特別会計決算の認定について（委員会報告）	
8	〃	5	令和2年度津別町下水道事業特別会計決算の認定について（委員会報告）	
9	〃	6	令和2年度津別町簡易水道事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定について（委員会報告）	
10	承認	9	専決処分の認定を求めることについて（令和3年度津別町一般会計補正予算（第6号）について）	
11	議案	64	令和3年度津別町一般会計補正予算（第7号）について	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

- 議長（鹿中順一君） おはようございます。  
ただいまの出席議員は全員であります。  
ただいまより、令和3年第9回津別町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

- 議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。  
本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鹿中順一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において  
2番 渡 邊 直 樹 君      3番 小 林 教 行 君  
の両名を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長（鹿中順一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。  
本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。  
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。  
したがって、本臨時会の会期は本日1日間に決定しました。

◎諸般の報告

- 議長（鹿中順一君） 日程第3、諸般の報告を行います。  
事務局長に報告させます。

○事務局長（松木幸次君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付しています日程表のとおりであります。

本臨時会に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付している  
とおりであります。職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことをご  
了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付している報告書の  
とおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

#### ◎認定第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第4、認定第1号 令和2年度津別町一般会計決算の認  
定についてから、日程第9、認定第6号 令和2年度津別町簡易水道事業特別会計剰  
余金の処分及び決算の認定についてまでの6件を審議の都合上、一括議題にしたいと  
思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4、認定第1号から日程第9、認定第6号までの6件を一括議  
題とします。

本件については、去る9月17日、第7回津別町議会定例会において決算審査特別委  
員会を設置し同委員会に付託の上、閉会中の継続審査とされましたが、同委員会から  
審査報告書が提出されましたので本臨時会に付議するものであります。

本件6件について、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

小林委員長、登壇の上報告願います。

○委員長（小林教行君） 〔登壇〕 ただいま議長から指名がありましたので、決算  
審査特別委員会の審査経過についてご報告いたします。

令和2年度の津別町一般会計ほか4特別会計、1企業会計決算の認定につきまして

は、令和3年9月17日、第7回津別町議会定例会において本件審査のため議長及び議会選出の監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会が設置され、津別町一般会計、津別町国民健康保険事業特別会計、津別町後期高齢者医療事業特別会計、津別町介護保険事業特別会計、津別町下水道事業特別会計、津別町簡易水道事業特別会計、以上6件の決算審査について当委員会に付託され、閉会中の継続審査とされたものであります。

同日、第1回決算審査特別委員会が開催され、この委員会におきまして私が委員長に、副委員長には山田英孝委員が選出された次第であります。

第2回決算審査特別委員会を11月8日に招集し、議場におきまして特別委員のほか議長、監査委員、理事者、関係職員の出席のもとで開催され、一般会計の歳出については数款ごとに審査を行い、歳入については一括審査を行い、その他附属資料については事項別明細書とあわせ同時に審査を行いました。

また、各特別会計については、歳入歳出一括審査を行い、その結果、当委員会に付託されました認定第1号 令和2年度津別町一般会計決算の認定についてから、認定第6号 令和2年度津別町簡易水道事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定については、慎重審査の結果いずれも原案のとおり認定すべきものと決定した次第であります。

なお、審査にあたって少数意見の留保はなかったことを申し添えます。

以上のとおり、認定第1号から認定第6号までの各会計の決算審査経過を申し上げ、決算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（鹿中順一君） ただいまの委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

お諮りします。

討論は省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、討論は省略することに決定しました。

これから令和2年度津別町一般会計及び特別会計の決算認定について採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

はじめに、認定第1号を採決します。

この決算は、委員長の報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

次に、認定第2号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

次に、認定第3号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

次に、認定第4号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

次に、認定第5号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

次に、認定第6号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

以上の結果、認定第1号から認定第6号までの6件については認定することに決定しました。

◎承認第9号

○議長（鹿中順一君） 日程第10、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度津別町一般会計補正予算（第6号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（小泉政敏君） ただいま上程となりました承認第9号についてご説明申し上げます。

専決の理由につきましては、次のページの専決処分書のとおり、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に係る補正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないため、11月25日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をさせていただいたものであります。

補正予算の条文をご覧ください。

第1条につきまして、第1項で歳入歳出予算にそれぞれ3,729万1,000円を追加し、予算の総額を65億2,223万3,000円とするものです。

第2号及び第2条につきましては、後ほど説明させていただきます。

事項別明細書は歳出から説明いたしますので5ページから6ページをお開きください。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は次ページにわたりますが、3回目のワクチン接種に向けた体制整備を図ることを中心に、主な内容としましては予約事務等の人員配置に要する経費、住民周知及び接種会場等に要する経費、ワクチン接種に係る業務委託費、関連するシステム整備費など総額3,729万1,000円の補正です。

なお、新型コロナワクチン3回目接種の対象者、接種時期や進め方などについては後ほど保健福祉課からご説明申し上げます。

次に、歳入の説明をいたしますので3ページから4ページにお戻りください。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目2衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費は、ワクチン接種に係る予防接種委託料の該当費用分で1,040万6,000円の増額です。

項2 国庫補助金、目3 衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費は、その他経費分で2,647万2,000円の増額です。

款19 繰越金は一般財源不足分の増額。

款20 諸収入、目6 雑入は5,000円の増額となります。

補正予算の条文にお戻りください。

第1条第2項につきましては、ただいま事項別明細書で説明いたしました内容を第1表のとおり款項区分ごとに整理したもので、第1項の補正額及び予算総額となるものであります。

第2条は繰越明許費補正で、1ページめくりまして第2表のとおり新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業について該当分の1,736万8,000円について事業の繰り越しをするものです。

以上、内容について説明いたしましたのでご承認賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森井研児君） 私のほうから補正予算に係る3回目のワクチン追加接種等に係る内容の説明を追加でさせていただきたいと思えます。

3回目接種につきましては、11月17日に国によるオンライン説明会が実施され、前報告の10月臨時会時点より内容が具体化されましたので、その部分も含め現時点での状況を説明させていただきたいというふうに思います。

お手元の資料の1ページをご覧ください。

まず1の接種状況ですけれども、記載のとおり本町では全体で91.2%、国においては全体で76%まで伸びてきているという状況になっております。いずれも2回接種済みの方々ということです。

2番目、追加接種（3回目接種）についてというところですが、（1）の対象者につきましては、前回は2回目接種済みというところだったのですが、これが今のところ18歳以上の2回目接種済みの方で、8カ月経過したの方々というふうになってきております。18歳未満の方々につきましては、まだ動向がはっきりしていないという状況に現時点ではなっております。

(2) の実施時期についてでありますけれども、2回目接種から原則8カ月以上経過後からとされておりまして、具体的には下にあります表のとおり8カ月経過する月ごとの人数を記載しておりますけれども、順次3回目接種を進めていく流れというふうになっていきます。

詳細の日程につきましては、現時点では1月末から2月の初旬ぐらいを開始の時期というふうに位置づけておりますけれども、そこら辺も含めて、現在、津別病院と詳細の調整中であります。

また、報道等でも6カ月経過後からの接種も可能というふうにされてきておりましたけれども、その後、具体的なものが出てきまして、ごく例外的な扱いというふうにされております。具体的には、クラスターが多数発生したり、感染が著しく拡大している、そういった地域の医療従事者、入院患者、施設入所者等に限られる限定的なものというふうになってきております。

(3) ワクチンについてです。1・2回目と異なるワクチンの接種である交接種も認可されてきております。また、2回目接種から8カ月経過後の人数を目途に供給される国の供給方針に基づき配給される予定のワクチンを使用する予定となってきております。

(4) のワクチンの接種期限は、これまで1・2回であれば2月までというふうにされておりましたけれども、来年の9月末まで7カ月延長されています。

(5) の本町の対応体制というところになりますけれども、ワクチン接種対策室を役場1階の中会議室（兼選挙管理委員会室）というふうにしてはおりますけれども、投票の時の期日前投票所になった場所に暫定的に設置して対応するようにあたっております。

(6) の予算面についてでありますけれども、本承認案件のとおり総額3,729万1,000円で補正予算を組ませていただいております。

2ページ目になります。(7) の接種体制ですけれども、①のところですが、1・2回目に引き続き、津別病院さんに対応していただけるということになっておりまして、現時点では町民会館での集中接種、1回目・2回目と同じような形で打つことを基本とし、現在、日程等を調整中です。

なお、記載のとおり医療従事者等につきましては病院外来や施設にて接種する見込みとなっておりまして、

②接種券の発送についてであります。8カ月経過期がそれぞればらばらになりますので、その8カ月経過期を目途にしまして幾つかに分散して送付していくようなことを今考えております。

③予約システム・受付方法になりますけれども、前回と同じように業者に委託させていただいて、ネットを通じたシステム予約方式とコールセンターを用いた電話予約方式の併用方式ということで考えております。

また状況によりましては、役場窓口での支援を検討していくことを考えております。

接種券を先ほどお話ししたように、時期に応じて分散して発送すること、それが届かないと予約できないことということが一つあります。

それと委託先を前回とかえまして、実績と定評のある業者にかえていこうということで今取り組んでおりますので、前回のような混乱を避けていければというふうに考えているところであります。

三つ目になります。3回目接種とは異なりますけれども、ワクチン接種で1・2回目の未接種者向けの北見市を中心とした定住自立圏の枠組みで実施中の内容になります。18歳以上の方々は記載のとおり北見市のパラボ4階の接種会場で接種し、役場で予約する方式で現在進行してきております。記載のとおり2クールありますけれども、現在①の段階では4名の方が接種済みで、②のところでは1名の方が予約しているというような段階になっています。

12歳から18歳未満の方々については、こちらも記載のとおりですけれども北見市内の四つの医療機関にて接種し、その病院へ直接予約する方式で実施されております。その関係で予約状況とか接種状況はちょっとこちらではつかみ切れていないという状況になっています。いずれも12歳の誕生日を今後迎える方を除きまして、対象者の方々には既に直接通知済みというふうになっています。

四つ目は5歳から11歳以下の方々に対するワクチン接種についてであります。報道等でも既にご承知のこととは思いますが、令和4年2月に開始することを目途に体制準備をすることが国より求められてきております。

内容につきましては、ワクチンの1回の接種量が一般向けから少量化され、専用のバイアルというボトルと、それと専用の注射器によって接種していくというようなことが今検討されております。

本町の概算の対象人数につきましては199名というふうになっています。こちらにつきましても津別病院により対応いただけるということで、現時点では町民会館での一般向けの接種と別の日に接種することで調整をさせていただいているというような状況になっております。

全体になりますけれども、今後、詳細が決まり次第、対象者の方々へ通知など進めさせていただき予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、承認案件に関わる3回目接種以外の情報もお話ししましたが、補正予算承認案件につきましてご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君） 何点かお聞きしたいなと思っておりますが、昨日、世界的にも今広がりを見せておりますオミクロン株が日本で初めて感染者が出たという報道もありました。今はコロナの感染者が一定的に収まっているような状況ですが、そういった意味では第6波の起点というかそういうを感じている部分もあるかなというふうにも思いますし、3回目のワクチン接種の町民の期待というのも、そういう意味では高まっているのではないかなというふうに思っています。

それで1点目は、津別病院にまた前回と同じような形で協力を仰ぐということですが、前回は事務の職員も含めて病院をあげて協力をいただいて、ほかの町村よりもスムーズに接種が終えられたかなというふうに思っておりますが、また今回も3回目の接種も津別病院との協力体制、前回と同様な形で協力体制がとれるのかどうかといった部分が1点目です。

それと2点目は、予約の方法です。今回は8カ月経過を目途に分散して接種券を交付するというので、昨年よりは改善がされるかなというふうに思っておりますが、ただ、この表で見ましたら2月が1,888名ということで、ちょうど高齢者の方が8カ

月前にスタートしたその月かなというふうに思っておりますが、ここの部分が1番また電話が通じないだとかという形ですごく心配をしているのですが、この2月の部分の中でも、例えば分散して接種券を配るのかどうか、それとあわせて従前は役場の職員の皆さんが課関係なくシステム予約の支援を行ったというようにいい部分もあったと思うんですが、そこら辺のこういった役場でも支援をしますといった、そういったような通知や何かもされるのかどうか、その辺についてお聞きしたいなと思います。

もう1点、ワクチンの供給状況ですけど、このとおりの予定で、多分国のほうにも要請をすると思っておりますけど、ワクチンの供給状況がこの日程どおりの形で供給される見込みなのかどうか、その辺についてもお聞きしたいと思っておりますのでお願いします。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森井研児君） ご質問の内容にお答えしたいと思います。

まず1点目の津別病院の協力体制の部分でありますけども、現時点では前回と同様というような形で受けていただいておりますので、細かい人数の増減はもちろんあるかもしれないですけども、前回と同様にお受けいただけるということで進めさせていただいております。

その次の予約の分散のところですけども、まさに議員のご指摘いただいたとおり、2月の1,888人というところがありますので、2月の1カ月分をまとめてドーンと発送してしまうと、やはり前回と同じようなことも想定されますので、例えば2週間ごとぐらいに区切ったほうがいいのか、人数を分散したほうがいいのか、ちょっとそこら辺の細かいところは、今、その業者とも相談しながら1番いい方法をとっていかうということで、内部で協議しております。できるだけ前回のような混乱がないようにできればなというふうに考えているところです。その中で、仮に何らかの形で混乱というか、また電話がつかまらない、そのようなことがないことを願っていますけれども、もしある場合には前回と同じような形で受け付けの支援も検討せざるを得ない、検討していきたいと考えているところであります。

それと1番心配しているのが議員にもご指摘いただいたワクチンの供給状況になります。やはり8カ月というラインを区切ってきて、6カ月という話も出ましたけども、

やはり8カ月が原則だということもまた強調されてきましたので、やはりワクチンの供給に1番国としても不安があるんじゃないかなと。幾つか通知も来ているところですけども、やはり明確な供給のスケジュールは完全にはまだ出てきていないというところになっています。ですから、そこら辺も横にらみしながらもう少し詰めて接種スケジュールも決めていかなきゃいけないのかなというところは考えているところでは。

○議長（鹿中順一君） 5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君） 答弁いただいておおよそわかりましたけど、最後のワクチンの供給の部分がやっぱり予定していた部分が入ってこないとなると、それこそ混乱も生じてくるというふうに思っておりますので、ぜひワクチンの供給体制の部分について、道だとかも同じだというふうには思っておりますけど、万全な体制と、あと情報の収集等について万全を期していただきたいということをお願いします。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森井研児君） ご指摘いただいたとおりアンテナを高くして、あと要望というところや関連自治体、道、いろんなところと協調しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君） 実は山田議員と全く質問がかぶっちゃったものですから、1点だけお聞きしたいと思います。

ワクチンの分散接種によって、ワクチンを保管しておく期間が長くなるというか、確か1箱1,000人分単位だったと思うので、よそでも無駄にってしまったとか、誤って廃棄してしまったとかあるのですが、前回2回目までの時は、北見等へ回して無駄なく処理したと思うのですが、今回はどのぐらいワクチンのできる期間があるのか、またそうしたことへの対策はどのように考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森井研児君） ご質問いただいた内容になります。

まず供給されるワクチンが、ワクチンそのものの保存期限というのでしょうか、有効期限というのでしょうか、これがどこにあるのかというのが1番の注目するポイントかと思われまます。それがある程度期間がもてるものであれば、今はじめ6カ月と言われていたのですが、今は9カ月まで保存期間というか有効期間が延びてきましたので、しっかりとした、もともと有効期限のあるワクチンが供給されれば、しっかりとした期間もてるかなというふうに考えています。そこが1番鍵になるかなというふうに考えています。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

4番、村田政義君。

○4番（村田政義君） 私も専門家ではないですから、ワクチンの効果については十分承知しているわけではありませんけども、ただやっぱり心配されるのは、先ほど山田議員からも話がありましたように、オミクロン株が新たに出てきて日本でも発生したという状況も言われています。

それとやっぱりいろんな報道を聞いていると、このワクチンの関係についても、はたして本当に8カ月で十分対応できるのかという議論もよくされています。6カ月なのか7カ月、8カ月なのかとか、そういう情報からすれば町民も含めて僕もよく耳にするのは、本当に8カ月後に打って大丈夫なのかと、それまで効果があるのかとい懸念もされていますから、ぜひそういったことも含めて3回目の接種に向けて、今8カ月以降というふうにいわれていますから、ぜひそういうところの不安を取り除くためにも町としても何らかの方法をとりながら住民への周知を進めるべきではないかというふうに考えていますので、そういうことでちょっとお聞きしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森井研児君） ご質問いただいた内容になります。

ここにきて、まさにオミクロン株という変異株が出てきて非常にいやな思いをしているところでもありますけれども、我々も今現在、国からの数少ない通知と、あと逆に報道から皆さんと同じような情報しか得られないという状況でありますので、特段の秘密兵器を持っているわけではないというところでもありますけれども、まずは、やは

り今落ち着いているここで気を許していろいろなことにある意味羽を伸ばすのではなくて、今までどおり感染症対策3密を引き続き継続するとか、そういった原則的なことに取り組むのが大事だということがテレビでも言われていますので、まずはそういったことをある程度継続的に我々、町民の皆さんもある程度継続的に取り組んでいただくという部分も必要になってくるかなというふうに思っています。それは8カ月というラインが適切か海外では6カ月というようなところもあったりしますけれども、おそらくこの分は国でもいろんな考え方があったと思うんですけども、若干うがった見方をすると、ワクチンの入手がそれ以上早く出来ないのではないかなというふうな見方をしてしまうのかなと思います。ですから打ちたい、打たせたいというふうに思っても、打つものがないという状況があって8カ月というラインが出て来ているのか、8カ月でも十分有効だからということであると思いますけれども、そういう明示されたものを、市町村としてはそれを生かしてというか則って進めていくということしかないかなと思いますので、あとは自助努力というか共助というか、先ほどお話した感染症対策で何とか3回目の接種まで乗り切っていくしかないのかなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） 3回目を実施するという事でお伺いしたのですが、3回目の実施が終わった方の接種済み書、証明書なるものを町で発行する考えがあるのかどうかお聞きしたいのと、やはり高齢者が多いので、いつ接種したか接種済み書のシールなどを持っていければいいのですが、なかなか難しいという話も聞いていますけれども、そのあたり、できれば3回目接種したと、そういう証明書を発行するのが望ましいのではないかと思うのですが、そのあたりについてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森井研児君） ご質問いただいた内容になります。

まず二つの考え方があるかなと思っています。一般的な生活、例えばオホーツク管内というか、この管内で生活していただく分には今持っていらっしゃる接種済み書、あと3回目を打った後にまた発行される接種済み書、これがあれば普段の生活にはお

そらく困らないであろうというふうに言われています。

あと、例えば旅行に出かける、海外に出かける、結構札幌圏、東京圏に行くことがあるということで、いろんな所にイベント含めて出入りするという方に対しては、国が今、12月、今月中旬以降を目途にまずアプリを用いて接種済み書を発行する、これはマイナンバーカードを持った方限定なんですけどそういったことと、あとマイナンバーカードを持っていない方、もしくはスマートフォンを持っていない方には市町村を通じて接種済み書を公的なQRコードというものが表示された接種済み書を発行する、それもシステムから出せるようになるということが言われていますので、国の制度として、そういう済み書が出てくる流れになるかなと思います。ですから3回目を接種するあたりでは、そういったものが明確に出回るのではないかというふうに考えていますので、津別もそれに乗って準備していこうというふうに考えていますので、よろしくをお願いします。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

#### ◎議案第64号

○議長（鹿中順一君） 日程第11、議案第64号 令和3年度津別町一般会計補正予算

(第7号) についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（小泉政敏君） ただいま上程となりました、議案第64号についてご説明申し上げます。

今回の補正内容につきましては、11月24日に開催の第8回まちなか再生事業調査特別委員会で協議させていただいた内容をもとに補正予算をお願いするものです。

補正予算の条文をご覧ください。

第1条第1項において、歳入歳出予算にそれぞれ8,435万4,000円を追加し、補正後の予算総額を66億658万7,000円とするものです。

第2項及び第2条につきましては後ほど説明させていただきます。

事項別明細書につきましては、歳出から説明いたしますので5ページから6ページをお開きください。

款2総務費、項2地域振興費、目1企画総務費、まちなか再生事業は、大通・幸町地区「コミュニティ施設」整備事業に係る地質調査業務をはじめ五つの業務委託費8,301万7,000円の増額と、その下の使用料及賃借料、工事請負費、原材料費は、バスターミナル移設に伴う仮設バスターミナル造成に係る経費の増額となります。

事業合計では8,435万4,000円の増額となります。

なお、整備事業に係る各業務の契約までの流れについて、後ほど担当よりご説明申し上げます。

次に、歳入の説明をいたしますので3ページから4ページにお戻りください。

款18繰入金、項1基金繰入金は、公共施設等整備基金繰入金で6,201万7,000円の増額、款19繰越金は一般財源不足分の増額、款21町債は総務債で2,100万円の増額です。

補正条文にお戻りください。第1条第2項につきましては、ただいま事項別明細書で説明いたしました内容を第1表のとおり款項区分ごとに整理したもので、第1項の補正額及び予算総額となるものであります。

第2条は地方債補正で1ページめぐりまして、第2表のとおり補正後の限度額は7

億8,540万円となるものです。

以上、内容についてご説明いたしましたので、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 加藤住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（加藤端陽君） それでは私のほうから、まちなか再生事業に係る各業務の契約までの流れをご説明申し上げます。

説明資料の3ページになります。

こちらの図ですが、契約までの流れをフロー図として図示化したものでございます。1番左側に四つの枠がございますが、こちらは当初予算含め各補正分ごとに該当する業務をまとめたものになります。1番上の当初予算と書いてある枠になりますが、こちらにつきましては土地の取得や移転補償につきましてはのものでございまして、各地権者と契約をするというふうになっております。

またその下、9月補正分になりますが、用地測量、アスベスト・PCB調査、解体設計につきましては、アルファコートと随意契約を締結したところでございます。また、その下のハイヤー仮設事務所につきましては、こちらも時期が来ましたら入札にて契約をするという形になっております。

また12月の補正分、今回補正分になりますが、地質調査から各種資料作成業務までの五つの業務、こちらをアルファコート株式会社と随意契約を予定するものでございます。また、バスターミナルの造成工事も今回補正をお願いしているところでございますが、こちらに関しましては直営と書いていますが基本的には道路管理センターで砂利敷きの工事、また縁石の切り下げがございますので、その部分につきましては指名競争入札にて契約というふうに考えてございます。

その下の未補正分事業費につきましては、残りのまちなか再生に係る事業ですが、こちらにつきましては時期が来ましたら補正をお願いいたしまして、こちらにつきましてはアルファコート株式会社と一括の買い取り協定を予定してございます。

また備品購入費とありますが、こちらにつきましては令和4年度以降というふうに考えております。

フロー図の右側になります大きく二つの四角がございます。アルファコートとの

契約部分ですけれども、上の四角の部分ですが、9月補正分と今回補正いただく分につきましては各業務それぞれ8業務、8契約という形で随意契約を締結したいと考えてございます。契約締結後は普通の委託業務と同様にそれぞれ完了検査を実施して、年度内に受け渡しを行うというふうに考えております。

また今後、未補正部分のところになります。こちらにつきましては各業務を一括して一つの協定として締結をしたいと考えております。事業期間に合わせまして協定の期間も3カ年というふうに想定をしております。協定締結後、年度ごとに完了した部分を買取るための契約を結ぶという形で考えております。このやり方に関しましては、先の特別委員会でも申し上げましたとおり、過去に実施しました公営住宅の買い取り方式のものを参考にしながら進めたいと考えております。

また参考までに、各事業の年度別の予算補正額を記載しております。こちらにつきましても現在想定しておる内容というふうになってございますので、今後、設計等煮詰まった段階では変更になる部分があるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、議案第64号についての説明を終わりますので、原案に承認賜りますようよろしく願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） この今回の補正について、特別委員会等でいろいろ議論をした中で、今までの中でなかなかいろんな意向調査等をぶり返すわけじゃないのですけれども、まだ十分納得されていない部分で、でも会議をするたびに少しずついろんな疑問が解かれてきているのかなというふうに思います。いろんな意見を聞いているところですが、それはいろんな提案をされていることに部分的に反対であったり賛成であったり、あるいは世代間で賛否がいろいろあったり、これもずっと言ってきていることですが、なかなかそれらは今後に向けても交わるというのは非常に難しいような印象を受けております。ですから、この例えば予算が認められたあかつきにもまだまだ1年、2年とかかる事業であります。ですから、これからいろんな機会を設けて、できるだけ1人でも多くの方に理解をしてもらえるような行動というか、そうい

うふうにしていていただきたいなというふうに切に思っております。非常に私たちもどっちかを決めるというのは非常に難しい、いろんな意見がたくさんありますので難しい状況であるということをご承知おきいただき、丁寧な説明や理解を求めるような働きを今後ともしていていただきたいというのが希望ですので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 加藤住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（加藤端陽君） ご意見ありがとうございます。

前々回の特別委員会でも今後の取り組みについてご報告したところでございますし、前回、前々回の特別委員会でも皆さまからいろんな意見をいただきましたので、一つ一つ実行できますよう、私どもとしても鋭意努力をしまいたいというふうを考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

3番、小林教行君。

○3番（小林教行君） 先日の委員会で話し合いましたところでありますので、前段のところは省略させていただきますけれども、1点確認させていただきたいと思えます。

今回の補正部分で上がっております、大通・幸町地区のコミュニティ施設整備事業基本実施設計業務、これを昨日、推進協議会のメンバーの方からこれを通したらもう大枠はほとんど決まってしまうって話し合いをしても関係なくなるのではないかというような電話がございました。私の受け止め方として、前回の委員会でそういうわけではないですよと、しっかりと推進協議会でこの町に必要な施設を必要のように進めてもらえる話し合いを進めながらこれは進んでいく事業ですというふうに電話でお答えさせていただきました。

もう1度確認させていただきたいと思えます。12月7日に推進協議会が行われるとのお答えですけれども、この時に大枠がやっぱり決まってしまうと、全然これ以上変わらないのか、もちろんある程度の道筋を立てなければいけないので基本設計の大枠は提示しますけれども、これから特に、若い人たちの意見というのを取り入れる考えがあるのかどうかというのを確認させていただきたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 加藤住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（加藤端陽君） お答えいたします。議員がおっしゃるとおり基本的には設計を発注してからいろいろ決めなきやいけない部分がありますので、その部分、協議会を通じて話をしたいと思っております。

逆に、設計を発注しなければその話ができないというふうに考えていただければと思います。今回、正式に発注されることによって、たたき台といいますかそういうものも提示していただいて、そこをベースにしながら、もちろんいろんな意見を取り入れながら設計を形づくっていくという作業を今後していくという形なので、決して固まったものを、はい、これですよと提示するというのではなくて、そこをベースにいろんな話をいたしましよというふうに進めたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 3番、小林教行君。

○3番（小林教行君） 今お答えいただきましたところが私の考えとやはり一致しておりましたので安心したところでございます。

特にまた若い世代から言いますと、ドラッグストアが来てくれる、来てくれないの議論よりも、これから来ていただいた後にどのようにやっていくのかというほうが非常に重要だというお話も聞いております。私もそのように考えております。この後、採決されまして、この予算が通ったらようやく前に進めることかなと思いますけれども、今後の流れは見ましたけれどもスケジュール上で内閣府でも補助金を獲得するにあたってどれぐらい協議ができるのかというのも心配されているところでございます。今のお考えで結構ですので、どれぐらい協議ができるのか、本当に意見を反映できるのか、若い人たちからすると今からまさに集まってやるというところで、1月中ごろの申請でどれほどの協議ができるのかというのも不安視されているところもございませう。そのあたりの考えについて伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 加藤住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（加藤端陽君） お答えいたします。

前回の特別委員会でざっとのスケジュールというものをお示したところですけども、ここでは実施設計は当然年度内なので3月いっぱいというふうにとっております。

また、内閣府の申請が1月中ごろというのも以前に説明したとおりですが、内閣府

に提出する場合は、細かい図面までは提出いたしませんので、ざっくりとした大枠の図面しか提出いたしませんので中身の話はまだまだできるのかなというふうに考えております。

ただ年度内までの業務ということなので、そこまでには完成させなきゃならない。また当然、業務設計ができあがって、そこから積算が始まるという部分でありますので、3月31日まで設計を揉むということはなかなか難しいのかなというふうに考えております。

いずれにしても2月いっぱいまでは議論は十分できる期間があるというふうに考えております。

12月7日に協議会を開催しますが、それ以降もちょっと会長と話をして、短期間でちょっと詰めて密な会議ができるような形で進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 3番、小林教行君。

○3番（小林教行君） 2月いっぱいまで議論できるということで少し安心したところでございます。やはりこの事業、ただ単に企業誘致、ドラッグストアが来てもらうというだけではなく、若い人たちがこういう施設で何をしたい、どういうふうにしてほしい、どのような施設が欲しいというふうに話し合うというのが非常に重要かと思われま。今、非常に興味を持っていただいております。議会報告会でもやはり若い人たちが町づくりに興味を示していただくというのが非常に重要だという意見もございました。やはり地方創生、内閣府の補助金をぜひとるためにも津別町の10年後、20年後を考えるためにも若い人たちの議論、町づくりに参加していただくというのは非常に重要だと思いますので、そこに向けての取り組みをしっかりとお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君） 24日の特別委員会でも多くの委員のほうから住民の理解を求める取り組みといった部分での発言があったというふうに思いますし、今も篠原議員

のほうからお話がありました。私自身も少しずつ理解は進んできてはいるものの、もっともっと今小林議員からあったように若い人への理解だとかも含めて取り組みを進めていていただきたいなというのを強く思っているところであります。

1点だけ、ちょっと確認をさせていただきたいなと思っておりますが、今回、地質調査とか基本実施設計の補正予算の提案があったところですが、この補正予算の分については、補助金の申請だとか、さらには推進協議会での議論のほか住民の理解を求めるためにも最低限必要だといったようなことでの提案ではないかなというふうに思っております。

それで、今まで事業スキームが大きく変わってきたといった部分の中では、補助金の部分が最初は優建の事業であったりとか、さらには経済産業省の事業だとか、今回は内閣府の交付金の事業だと、そういったような形で大きく変わってきているのですが、今、前々回の報告の中で、内閣府のヒアリングの中で結構厳しいようなヒアリングの内容も出されてきました。その採択に向けて担当のほうでは鋭意努力をされているのではないかなというふうに思っておりますが、ちょっと確認ですけど、例えば、この内閣府の補助金が仮に不採択というふうになった場合、前回と言いますか何回か前の特別委員会の中では事業の補助金を、できるだけ多くの補助金をとることで町民の負担を減らしていくという、そういう立場の中で事業スキームを変えてきたといった部分もあって、前の特別委員会の中では事業の見直しといった部分もあるといったそんなお話もありましたけど、最終的に努力をしていく中で、相手があってどういふふうになるかはわからないと思うんですけど、不採択となった場合にこの事業の見直しといった部分を今考えているのかどうか、その辺の部分についてもお聞きしたいなというふうに思っています。

あわせて、今日、説明資料でありました各業務の契約までの流れの部分についてですが、前回もちょっと私質問させていただいたのですが、協定書の関係の部分と今回の随意契約を補正が終われば随意契約を結ぶという部分で、これを見ましたら協定書の中身の部分は、この未補正分の事業費分だけ協定を結ぶというそういう形になるのかなというふうに思いますが、それではやっぱり何かちょっとこころが引かかる、随意契約、今回補正が通れば、この分をアルファコートと随意契約を結ぶ形にな

ると思いますけど、この随意契約を結ぶ根拠というのはプロポーザルで優先交渉権を得たよということだと思んですけど、そこのお互いの確認というのは結んでいるのは覚書しかないですよ、覚書の上で優先交渉権を得て、そこで覚書を結んで随意契約を結ぶという、本当はそこに協定といった部分があって、それに基づいて随意契約を結ぶというのが形かなというふうに思うのですが、何か僕は全ての部分が協定書の中にさかのぼる形だけ盛り込まれてくるのかなといった部分もちょっと思っていたのですが、何かそうじゃなくて建物の買い取りだけの部分の協定になるといった、この図ではそういう形だと思んですけど、その辺の部位についても一度この形でいいといえいいんですけど、確認させていただきたいなと思います。

○議長（鹿中順一君） 加藤住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（加藤端陽君） まず1点目の内閣府の交付金が不採択となった場合ですけれども、当然ここで事業の見直しとっているのは、当然、財源がもうなくなってしまうということなので、そこで新たな財源を探すことが可能なのか、もしくは年度をずらすとかそういうことも考えながら、ただ年度をずらしますと、またいろんなステークホルダーとか関係者がいますので、そこでの調整もありますのでどの辺まで事業を大幅に変えなきゃならないのかという部分は、ちょっとその時になってみないと何とも言えない部分がございますが、とりあえず財源がなくなるということで新たな財源探し、不可能であれば事業の期間的な見直しといたしますか、そういうものをしていかなければならないというふうなことはあるのかなというふうに思っております。

あと随意契約の部分ですけれども、今、議員がプロポーザルで選ばれて優先交渉権があって、それを行使しての随意契約という話でしたが、というよりはプロポーザルが基本的に随契を基本としているものですので、本来であれば、我々としては1本の協定で進めたかったという部分があったのですが、補正も9月補正と今回という形で、いわゆる事業を切り分けた形で補正をいただいているという段階ですので、我々としては一つ一つの随意契約というふうに進めたいと考えています。

覚書にもどこまでやりますよということは記載されていることですので、基本的にはそれに則った随契なのかなというふうに認識をしているところでございます。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午前 10 時 58 分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

5 番、山田英孝君。

○5 番（山田英孝君） 今、答弁いただきましたけど、内閣府の拠点整備交付金、仮に不採択になった場合といったところだったのですが、今回の補正予算、町の理事者もそうだと思いますし、我々議員のほうもそれぞれ責任を持ってこの議決に参加をしているところです。この交付金そのものが不採択というふうになった場合は、それなりの責任も感じなければならぬ事態になるかなというふうにも思っておりますし、ぜひこの採択に向けての申請の部分については、理事者側のほうも責任というか全力で取り組んでいただきたいなというふうに申し上げておきたいと思っております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

町長。

○町長（佐藤多一君） 私のほうからも採択に向けて全力で進めてまいりたいということで、先の委員会でもお話ししたところです。その時にもお話ししましたがけれども、先週の 25 日、内閣府のほうに寄ってまいりました。26 日はちょうど女満別空港から網走市へ結ぶ高速道路を実施することになりました、20 年ぐらいはかかりますけれども、そのお礼等々も含めて、この沿線の首長の皆さんでずっと要請活動が実ったということで、そのお礼やらほかの用務もあって行ったのですが、その時間を見て内閣府のほうに寄ってまいりました。担当のほうと今打ち合わせをしているところですが、基本的に 1 月の中ぐらいまでには来年度の事業ということで提出しなくてはなりません。採択は大体 3 月になるのではないかとということでもあります。その時に、やはり内閣府は内閣府の物差しを持っていますので、採択に対しての、その物差しが毎年これを重点にしていこうというのがやはりあるように聞いています。今回はデジタル

というのが一つのキーワードになっているようでもありますけれども、その中で津別のずっと昔からの筑波大学との交流からまちなか再生事業が始まって、そして地方創生の1回目の発表会に応募したところ、津別町が最優秀賞をいただいたという、筑波の取り組みが、そういうこともお話ししたり、その流れがずっと平成27年のところから始まって今日まで続いてきているという理解もお願いをしてきたところではあります。担当の方でもインターネットで公表されている部分全てやり取りを皆さんでやっている部分も読んでいまして承知しています。津別が今どういう状況なのかということも非常によく理解されているところでした。これからずっと申請に向けて進めていくところでもありますけれども、それが採択という言葉がゼロか100かというだけではないのです。ここの部分は認めますとか、ここの部分は対象外になりますとかと、これは今までのさまざまな補助申請の中でもよくあるパターンですけれども、そこをどうしていくのかというのが行政側の誠意だとか意見を一生懸命伝えながらやっていくことになるだろうというふうに思っています。

いろいろと長く行政をみんなも担当していますので、その後、最悪のケースだとか不十分なケースだとか、それは想定できるわけですがけれども、それに対してどうしていくのかというのは考えはないことはないのですけれども、それはまたそういう時点で本格的になってきたと、どうもそういう状況だ、これは全部つくなどか、そういう見込みが決定の前に出てきたときは、また議員の皆さんと協議をさせていただきたいというふうに思っているところでもありますし、今、申請にあたって必要最低限のことはやはり進めていきたいということで、そうしなければ申請そのものにも至らなくて、何て言うのか、ほかの図書館や交通ターミナル、あるいはスーパーだとか今のドラッグストアの部分が注目されていますけれども、向こうから見ればスーパーも同じ見方ですので、それはやっぱり突破していかななくてはなりませんので、そういうことで必要な部分は予算をいただいて、そして向かっていくということをしなければ、1月末には到底間に合わない話ですし、次回、年に2回あるものですから、次回は5月の申請になります。しかし5月に申請して8月に決定を受けたとしても、年度内に完成しなければなりませんから、それはもうほとんどこれぐらいの大規模なものでいけば不可能、誰が見てもはっきりしている内容ですので、やはり1月の申請に向けて進めて

まいりたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

6番、巴光政君。

○6番（巴 光政君） 今回の補正予算の関係なんですけども、実施設計業務 6,490万の中身、基本設計は今までいろいろ図面できたと思うんですけども、この中にはスーパーとかドラッグストアが含まれていると思うんですけども、前回、7回のまちなか再生特別委員会の時も申し上げていたんですけども、一応6割の人が意向調査の結果で反対というか、私は反対というふうに言わせてもらっていますけども、そういう結果が出ていると。その中で理解を求めるということで住民懇談会を開いたりもしております。

私は、その6割という根拠の中に、まちなか再生基本計画、その中でアンケート調査を1,000名を対象にして実施しましたが、その283人が回答を寄せて34人がドラッグストアを要望したと。これは、実際には33%の要望があったと言っていたんですけども、このことから言えば12%に相当することになります。さらに、その中のアンケート調査の内容を見ますと、20代で人口数に対して53%を抽出したアンケートを提出していると。30代、40代、50代は大体16%を目途に配布して、実質、人口の割合でいったら42%とか27%というような状態ですけども、70代、80代を見ますと配布割合が11%ということで人口比の比率からいってかなり違う結果が出て、それで12%となっているということで、そういうことに対して今まで理解を求めるとか言ってきましたけども、その時点で誤った方向づけをしていたのではないかとということが考えられます。

ですから、今回、予算の中でまちなか再生の新しいスーパーを建てるとか、図書館というのが本当は進めるべきなんですけども、この予算の中にはドラッグストアも含まれた予算になっているので、それは了承できないなというふうに私は考えております。

前回の住民懇談会の時に、ドラッグストア側から町民の意見で質問したときに、10年後、20年後であってもそれはやれますかということを確認したとき、それは10年後でも20年後でもできるというような回答がありました。そうであれば今回はその部分

を除いた段階で計画を立てて進めるべきではないかというふうに私は考えております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 加藤住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（加藤端陽君） ちょっとご意見としてだと思いたしますが、その中で議員は6割が意向調査で反対というふうにとらえているというふうにおっしゃっていますが、町としては以前に委員会でも説明していますとおり、反対、賛成投票をやったわけではないというところを申し上げているところがございます。あくまでも期待はしないという方はどの辺を理解していないのか、その辺は意向調査でつかむことができたというふうな形で今でもやっていますが、今後もそれらに対応する取り組みをできる限り展開していくという方向で町は考えております。

また、まちなか再生についてのアンケートですけれども、これも懇談会の時に私も説明したのですけれども、おっしゃるとおり人数的にはそのような形になっておりますが、あくまで欲しい機能ということ聞いた部分でございますので、回答した中の部分でのパーセンテージということ町としては採用している。でなければ、ほとんどの人が何もいらないというふうにとらえなくてはいけないというふうになりますので、町としてはそういうふうにはとらえてはいないということでご理解願います。

○議長（鹿中順一君） 6番、巴光政君。

○6番（巴 光政君） 前回、私どもでもアンケート調査をいたしました。その結果を見ても同じくドラッグストアは必要ないという人が多くいたと思います。その時にいただいたことも、特定の個人の考えだというようなことで言われております。それについてどう思われるか、その回答をいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 加藤住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（加藤端陽君） そのアンケートについて、私どもが言ったのは正式なアンケート、いわゆる調査枚数とか配布枚数やどういう年齢構成の方が回答しているとか、その辺のデータといいますか、そういうのもないので、なかなかそれを参考にするということではできかねますという話を申し上げた部分でございます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 6番、巴光政君。

○6番（巴 光政君） そのような回答というよりも、特定の政党の考えのアンケートだというようなふうに私は取っておりました。そういうことから今回はこの補正予算には賛成できないということで終わらせていただきます。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君） 〔登壇〕 議長のお許しを得ましたので、議案第64号に対しまして反対の立場で討論をさせていただきます。

本案件は、昨年5月にまちなか再生事業の基本計画ができ、そこから進んでまいりましたが、本年5月ぐらいに計画変更、それから8月ぐらいにまた計画変更をしたことによりまして住民の中に理解というか説明が浸透しなかつたりして大変物議を醸し出している状態であります。

10月1日の特別委員会におきまして、私は、本事業の全体的な予算に対しまして異議を唱えました。その結果、10月15日の臨時会におきましては一部の予算は認めたものの全体の予算の議決は先送りされました。再び11月17日の特別委員会におきまして、全体の事業予算を通してほしいという町からのお話がありましたけれども、また再び私が意見を申し上げて全体の予算としては通せないということでお話しし、その際、必要な予算ということで3点ほど当面必要な予算を通してほしいというお話がありまして、その中に基本設計、実施設計の予算が組まれておりました。1週間後にまた延期して11月24日にも同じように予算を上程したいということで、そこで特別委員会が認め今日の臨時会での予算上程となったというふうに考えております。

私は10月1日の特別委員会の中で、この事業は、あくまでも住民の方の理解を得て進めていく事業だというふうに申し上げました。その考えは今も変わっておりません。やはり役場庁舎のときよりもはるかに住民の方の利用度が高い施設である以上、町民の方の合意を得て事業を進めていくべきだというふうに考えております。

9月16日のアンケート結果を受け、10月1日の段階ではまだ住民の方に本当に理解されていないというふうに申し上げ、もう少し住民の方に説明をたくさんして理解していただくべきだと、その上で住民合意を得て事業を前に進めるべきだというふうに申し上げました。その考えは今も変わっておりません。

事業を実施するにあたって、11月17日から本日の間までに開かれた11月22日の住民懇談会、それから広報誌、それからホームページ等にもいろいろ説明が上がっておりますけれども、10月1日に特別委員会で上程をあきらめた段階で、行政側としてはやはり議員の意志や町民に対する説明不足を感じ取ったわけですから、私としては、やはりそれを改善し、その改善した結果とかエビデンスを議会に示していただくべきだと思っております。それが示されないままに本日に至って、その間にいただいたのは11月22日の懇談会の中での結果を11月24日にいただきました。その中には、わからなかったことがわかるようになったとか、不安に思っていたことが理解できたとか、そういう意見の方が14名ほどいらっしゃいました。しかし、これだけでは足りないと思っております。やはりこうしたものを積み上げていただいて議会に示していただく。もしくは、もう一度アンケートをやって数字の改善が見られる。そうしたような裏付けがなければ私議員個人といたしましては、やはり住民の負託に応えるために、この案件に対して賛成を唱えることはできないと判断しております。もし、この案件が今日可決されたとしても、今後とも住民の方に理解を求める作業、それからそうしたものの積み上げた数字を示していただくこと、そうしたことも必ず行っていただきたいというふうに思っております。

私もベテラン議員ですから、今日、ここで基本設計の予算が通らなければ行政側は大変になることはよく存じております。それでも私はやはり住民の合意のほうが重いというふうに考えておりますので、こうした立場で反対の意見を申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4番、村田政義君。

○4番（村田政義君） 〔登壇〕 賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

この内容については、今日まで特別委員会、あるいはまちなか再生事業基本計画の中でも協議がされてきている案件であります。とりわけ今までも長い間議論を重ねてきておりますが、私の立場からして、この事業を進めることが今後この町、町民のために大きなものがあるのではないかというふうに感じております。とりわけ私は、この町から離れた集落地に住む1人であります。私の住んでいる集落地、あるいは町から離れた農村地区、こういった人たちのさまざまなご意見を聞く中で、やはり今回の事業に対する期待度というのは大きなものがあるのではないかと私は確信を持っている1人であります。

今までもさまざまな議論をする中で、また意向調査を進めながら行ってきたこの計画、確かに意向調査の中では、今日の中でも話があったように確かに年齢別にはありますけども多くの方からの反対意見もあるのも事実であります。残念ながら私は1番思うのは、この意向調査にあたって若い人たちの意見が非常に少なかったというところが私は残念でならない1人であります。しかし、そう言いつつも今回の意向調査以降ドラッグストアを招き取り組みが行われました。この取り組みの中で参加された方からドラッグストアに対しての質問の中で、会社側の今後の進め方についてもいろいろ議論がされました。それに対して会社側も前向きに検討するとは言いつつも、言わないまでも、やはり町民の皆さんの考えを重視しながら会社としても取り組んでいきたいという方向性も私は今回の中で少し見えてきたのではないかという感じを持っていますし、そういったことから意向調査での部分が少し薄れてきたような感じもしないわけではありません。

そういったことを含めて、私は今回の計画を進めるにあたって、今この補正予算を通さなければ補正予算を通したからといって全ての事業が承認されたわけではありません。補正予算が承認されても私はこれからさまざまな議論をしながら変わるものは変わる、変えていくものは変える、そういった取り組みも私は必要だと思っていますから、とりあえず今、この段階でこの補正予算については多少の不満はあるにしても私は通すべきという賛成の立場で意見を申し上げておきたいと思っております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君）　〔登壇〕　今回の補正予算の採決にあたって反対の意見を述べさせていただきたいと思います。

ご存知のとおり、まちなか再生事業につきましては、昨年5月にプロポーザルを実施して優先交渉権を得たアルファコートと事業を進めるということになってきております。

まず一つ問題は、5月にこういう結果が出たということで、ある程度早い時期にアルファコートと覚書を結ぶのが妥当であるが、今年7月7日に覚書が交わされた。その覚書についても町の特別委員会、議会に諮られることなく町がこの覚書を交わしたという報告だけを受けたところでございます。やはり重要な事項であるので、特別委員会等を含めて事前に協議をすべきではなかったかというふうに思います。

一方、昨年9月17日の特別委員会において、町長はこういうふうに答弁しております。「町としても、別に何が何でも大幅な譲歩をしてまでドラッグストアさんに来てほしいということは一切考えておりません、ドラッグストアを誘致してはどうかということで計画を策定したわけで、絶対条件というわけではなく、呼べるものなら呼びたいということでスタートしている」というふうに答えて、その後、赤字が出るところにわざわざ出店はしないと思っていると町長は答えております。現在この点について町民含めて相当な乖離、矛盾が生じているのではないかと考えられます。

一方、スタートの時点は国交省の優良建築物ということでスタートしたわけですが、これまで特別委員会等推進協議会でもそれぞれ議論されておりますが、次々とこの補助制度をかえながら進めてきたと。それについても町民の多くの方は不信を持っているのではないかと察しているところです。

そこで、プロポーザルで優先交渉権を得たアルファコートの実施する事業については、ドラッグストアにつきましては民設民営ということでありましたけども、補助制度の地方創生拠点整備交付金事業に変更されたことに伴い公設民営となったということから、現在まで町民、経済団体関係含めて非常に摩擦が起きているということだというふうに感じております。

この重要なこれからのまちづくりにいかに住民の協力、経済団体含めて理解を得な

ければ、この町づくりは成り立たないというふうに感じております。

基本的に、意向調査をやった結果について、やはり尊重すべきであり、それを町民が理解しがたいところについてはきちっと町が説明し理解を得るのが基本だというふうに感じております。この尊重しない判断で進めれば、町政不信、議会不信となり、これからの町民のまちづくりに対する力を失うのではないかという心配をしているところでもあります。

サツドラ誘致事業は町民、経済団体、自治会活動団体との摩擦や不信感が生じているのは承知のことと存じます。これを解消するとともに民意間の分断が生じている。やはり議会、町としては、これをどうしても防いでこれからのよいまちづくりを進めるのが議会としての責務だというように考えております。

このことにより、町長は今一度立ち止まり、初心に立ち返って民意の大事さを認識して、正しい町政を行うべきであると考えて、今回の補正予算全部ではありませんけれども、やはり基本設計、実施設計の踏み切り方について一時立ち止まるのが妥当ではないかなと考えますので、反対の意見として述べさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 次に、賛成者の発言を許します。

3番、小林教行君。

○3番（小林教行君） [登壇] この補正予算につきまして賛成の立場で討論させていただきます。

先ほども質問させていただきましたように、この補正を通すことによって全ての事業が進むというわけではないという確認をさせていただきました。

また、非常に若い方がこの事業に対して興味を示していただいているというのも事実でございます。もちろん町側の進め方、また説明不足といったところの説明の丁寧さといったところに落ち度があったところは否めません。しかしながら、これから10年後、20年後の町づくりを考えていただける若い世代が今非常に興味を持って、このドラッグストア誘致、またまちなか再生事業というところに考えを示していただいているところでございます。この気持ちを非常に大切にしていきたい。もちろん賛否は十分ございます。これからまだまだまちづくりに向けて話さなければならないことはたくさんあります。しかしここで予算を通さなければ、若い人たちは結局ここで

立ち止まるのか、また何も進まないのかとなると、今、興味を抱いていただいている方々の興味が薄れてしまう。もう何を言っても決まらないんだというふうになってしまう。今はやはりチャンスであると思っております。これはただの企業誘致ではなく、若い方々の町づくりに対する姿勢というのが重要であると私は考えております。議会報告会でも意見がございました。若い人たちに、ぜひ町づくりのことについて興味を持ってもらえるような取り組みをしていただきたいという意見もございました。今回、11月22日のまちづくり懇談会に私も若い人たちをたくさん誘ったんですけども、やはりどうしても当日都合が悪くなったり、もちろんもともとの予定もあったり、なかなか来ていただけませんでした。しかし来ていただいた方の中には、この事業いいねと何で反対するのかわからないといった方ももちろんございました。もちろん反対のままの方もおられました。それらトータルで勘案しまして10年後、20年後の町づくりにこの事業を進めることが最重要であると私は感じましたので、賛成の立場で討論させていただきます。

○議長（鹿中順一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君）〔登壇〕 議案第64号に対して賛成の立場で意見を申し上げたいと思います。

私自身は3月からこの特別委員会、さらには議会の中で皆さんと一緒にこの協議を重ねてきました。本来であればこの複合庁舎の建設、さらにはまちなか再生の今回補正で上げております図書館、ドラッグストア、スーパーなど、そういった本当に津別町としては数十年来の大型事業でもあります。夢のある事業ではないかなというふうに思っております。

ところが、やっぱり進め方の問題もあったというふうに思いますが、どこからか賛成、反対というそういった立場の中での、町民の中にそういったぎくしゃくした部分が生まれてきたのではないかなというふうに思っております。ドラッグストアが来ることによって地元の商店街に大きな影響を及ぼすといった部分もそれもまた事実でも

あるというふうに思いますし、それじゃあ10年後、20年後の津別町の町の買い物環境をどんなふうに考えていくのかと、そういった部分で私自身も大変悩んでいた部分もありました。もっともっと町民の意見を聞くべきだということで議会のほうでも理事者側に申し上げながら住民の意向調査や、あるいは住民懇談会の場をもちながら町民の声をもう一度聞いてみようということで町の理事者のほうも努力をしていただいて、懇談会でもいろんな意見が出てきましたし、この前行われました、22日の住民懇談会の場の中でもいろんなアンケートに意見が出されてきたところでもあります。私はもっともっと、今それぞれの町民の人が賛成なり反対なり、そういった中でみんなそれぞれ町民が津別町の将来を思っている気持ちというのは同じではないかなというふうに思っていますし、そこを心配していろんな意見を出されているというふうに思っております。町民への理解や説明を求める取り組みといった部分は、引き続いて町のほうも全力をあげて取り組んでいただきたいというふうに思いますし、我々議員のほうとしてもそれぞれの町民の皆さんにも同じような形で話し合いを進めていかなければならないというふうに思っているところです。その理解を進める上で、今回、提案があった補正予算、地質調査や基本実施設計の用地補償などのこうした予算の部分については、まず当面、必要とする部分、この予算を通しながら住民への理解を進めていく一つの資料づくりにも必要ではないかなというふうに思っております。

まだまだ町民の中にはいろんな意見もございまして、みんなでこのまちなか再生を進んでいこうという一致団結した部分というのは、まだまだこれからだというふうにも思っておりますので、その部分を町も議会も一緒になって町民合意がされるような形に進めていく、そのためにもこの補正予算を通しながら具体的な討論をこれからも深めていきたい、そういう立場で今回の補正予算は賛成ということでご意見を申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これで討論を終わります。

議案第 64 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立少数です。

したがって、本案は否決されました。

暫時休憩をします。

休憩 午前 11 時 53 分

再開 午前 11 時 59 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

以上で本臨時会に付議されました事件は全て終了しました。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） これで令和 3 年第 9 回津別町議会臨時会の会議を閉じ閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 0 時 00 分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員